

令和8年度 総会議案書

日時 令和8年4月20日（月） 午後7時
場所 学びの里「めいりん」 1階 ランチルーム

大野地区地域課題解決検討会

令和8年度大野地区地域課題解決検討会総会次第

- 1 開会のことば
- 2 市民憲章・教育理念唱和
- 3 会長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議事
 - 議案第1号 令和7年度事業実績
 - 議案第2号 令和7年度収支決算
 - 会計監査報告
 - 議案第3号 令和8年度事業計画(案)
 - 議案第4号 令和8年度収支予算(案)
 - その他
 - ・令和8年度役員
- 6 議長退任
- 7 新役員挨拶
- 8 閉会のことば

大野市民憲章

首唱者 大野市民憲章

九頭竜川の上流にある大野は 清らかな水と空気に恵まれ 緑
豊かな自然に はぐくまれてきました。 純^{じゅんぼく}朴^{ぼく}さの中にも幕末^{ばくまつ}
の大野丸に象^{しょうちょう}徴^{しんしゅ}される 進^{しんしゅ}取^{きしゅう}の気象と 雪国特有のねばり強
さ^{こんにち}とで今日の繁^{はんえい}栄^{きず}を築^{わたくし}いてきました。 私^{わたくし}たちは 美しい自然
と輝かしい伝統を受け継ぎ 住みよく生きがいのあるまちづく
りを目指して 市民憲章を定めます。

首唱者 ひとつ みずみずしさあふれるまちに

全 員 ^{わたくし} 私^{わたくし}たちは、美しい自然を守り、豊かな郷土をつくります

首唱者 ひとつ 小さな芽が伸びるまちに

全 員 ^{わたくし} 私^{わたくし}たちは、伝統を受け継ぎ、新しい文化を育てます

首唱者 ひとつ 大きくはばたくまちに

全 員 ^{わたくし} 私^{わたくし}たちは、働くことに喜びを持ち、郷土の発展につとめます

首唱者 ひとつ あたたかい心のかようまちに

全 員 ^{わたくし} 私^{わたくし}たちは、健康で幸せな家庭をつくり、親切の輪を広げます

首唱者 ひとつ 明るくやすらぎのあるまちに

全 員 ^{わたくし} 私^{わたくし}たちは、まちづくりに進んで参加し、住みよいまちを築き
ます

大野市教育理念

首唱者 大野市教育理念

めいりん
明倫の心を重んじ 育てよう おおのびと
大野人

全 員 人としての生きる道を明らかにし

しんしゅ きしょう
進取の気象を育てた めいりん
明倫の心は、

いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。

わたくし
私 たちは、この心を大切にして、

優しく、賢く、たくましい おおのびと
大野人になるため、

学び、育てることに努めていきます。

令和7年度大野地区地域課題解決検討会事業実績

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

開催時期	事業名	内容・協議事項	場所	備考
4月9日(水)	役員会	前年度事業実績・収支決算、当年度事業計画(案)・収支予算(案)、役員について 地域出来ることへの取り組みについて	めいりん 洋室(大)	
4月10日(木)	P T会議	令和7年度の取り組みについて	めいりん 洋室(大)	
4月11日(金)	監査会	会計監査	めいりん 洋室(小) 1	
4月23日(水)	総会	前年度事業実績・収支決算、当年度事業計画(案)・収支予算(案)、役員について	めいりん 洋室(大)	
5月8日(木)	P T会議	今年度のP T活動について	めいりん 洋室(中)	
5月26日(月)	役員会	電子回覧板について 市民協働による住民自治について	めいりん ランチルーム	
6月12日(木)	行政区再編	【第6地区区長会】 行政区再編にかかる協議 ・再編意向について ・人口推計 ・取組方法について ・メリット、課題	石灯籠会館	
6月21日(土)	P T活動 第6地区取 り組み	まち歩き(流雪溝調査)・調査個所打合せ ・第6地区の地域で連携して出来ること の取り組みにP Tが連携	石灯籠会館 本町通り 他	
7月3日(木)	P T会議	「流しそうめん」 in地区レクリエーション大会 について ほか	めいりん ランチルーム	
7月30日(水)	役員会	市民協働による住民自治について P T活動について	めいりん ランチルーム	
9月4日(木)	P T会議	「流しそうめん」 in地区レクリエーション大会 について 「亀山」秋の自然観察会について 次年度の活動について	めいりん ランチルーム	
9月8日(月)	P T活動	「流しそうめん」 イベント買い出し	市内	
9月9日(火)	行政区再編	【第6地区役員による検討会】 行政区枠組み(たたき台)検討 今後の進め方について	めいりん 洋室(中)	
9月21日(日)	P T活動	「流しそうめん」 in地区レクリエーション大会 開催	エキサイト 広場	
9月25日(木)	行政区再編	【第6地区区長会】 行政区再編について (枠組み、メリット、課題、方法) 今後の話し合いについて	石灯籠会館	
10月11日(土)	P T活動	「亀山」秋の自然観察会 開催	亀山	
11月25日(火)	役員会	市民協働による住民自治について 次年度の取り組みについて	めいりん ランチルーム	
11月27日(木)	P T会議	「雪だるま、ミニ灯ろう作り」 in冬物語 について 次年度の活動について	めいりん ランチルーム	

開催時期	事業名	内容・協議事項	場所	備考
12月16日(火)	P T活動	「雪だるま、ミニ灯ろう作り」 in冬物語にかかるとの打合せ	奥越明成高校	
1月29日(木)	P T会議	「雪だるま、ミニ灯ろう作り」 in冬物語の最終確認について 市民協働による住民自治について	めいりん ランチルーム	
2月6日(金)	P T活動	「雪だるま、ミニ灯ろう作り」 イベント 買い出し	市内	
2月7日(土)	P T会議	「雪だるま、ミニ灯ろう作り」 in冬物語 開催	大手門広場	
2月26日(木)	役員会	令和7年度実績報告書について 令和8年度の取り組みについて	めいりん ランチルーム	
3月6日(金)	理事会	「市民協働によるこれからの住民自治」 の行政説明会 令和7年度実績報告書について 令和8年度の取り組みについて	めいりん ランチルーム	
通年	打ち合わせ	随時、会長、地域課題解決支援業務受託 業者(株)サンワコン)との打ち合わせ		

議案第2号

令和7年度大野地区地域課題解決検討会収支決算

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較増減	付記
負担金収入	10,000	10,000	0	大野地区各種団体連絡協議会 10,000
交付金	3,364,000	1,645,000	△1,719,000	大野地区各種団体連絡協議会 (結の故郷地域が輝く交付金) 1,645,000
雑収入	151	930	779	決算利息 930
繰越金	7,849	7,849	0	前年度繰越金 7,849
計	3,382,000	1,663,779	△1,718,221	

(支出の部)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較増減	付記
事務費	94,000	99,267	5,267	事務用品、振込手数料、郵便料等 99,267
印刷費	605,000	240,977	△364,023	実績報告書印刷 240,977
会議費	676,000	173,144	△502,856	会議資料・飲料等 14,035 役員出席実費弁償 122,499 プロジェクトチーム謝礼 36,000 会議室使用料 610
事業費	1,483,000	633,006	△849,994	地域で連携して出来ること 第1, 2地区、第6地区 381,000 課題解決、意識啓発活動 まち歩き、夏秋冬イベント 205,148 行政区再編 役員出席実費弁償 46,858 消耗品、飲料、会場使用料
委託料	506,000	506,000	0	業務委託 行政区再編、資料作成支援 506,000
予備費	18,000	0	△18,000	予備費 0
計	3,382,000	1,652,394	△1,729,606	

収入金額

1,663,779

—

支出金額

1,652,394

=

次年度繰越額

11,385円

監 査 報 告

大野公民館で行われた大野地区地域課題解決検討会の監査について、執行状況及び関係帳簿を慎重に精査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

令和 8 年 4 月 13 日

大野地区地域課題解決検討会

監 事 南部 昭義

監 事 山所 英幸

令和8年度大野地区地域課題解決検討会事業計画(案)

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

開催時期	事業名	内容・協議事項
4月8日	役員会	当年度事業計画案及び収支予算案の作成
4月20日	総会	当年度事業計画案及び収支予算案の審議
5月～1月	地域での取り組み	地域で連携して出来ることの実践 ・これまでの中学生以上の全住民アンケートや地区別座談会などの内容を踏まえ、地域で連携した取り組みの実践
5月～2月	P T活動	前年度振り返り及び今年度の活動について 市の住民自治の方針を踏まえた、新しい地域づくり体制の検討 コミュニティの向上など課題解決への事業の企画検討、開催
4月～2月	役員会 理事会	市の住民自治の方針を踏まえた、新しい地域づくり体制の協議 次年度の取り組み、予算について そのほか、地域課題解決にかかる協議
4月～2月	行政区再編モデル事業	行政区再編の可否に向けた話し合い ・前年度に第6地区の各行政区より、隣接区との話し合いが出来るかどうか報告をお願いしている。先行して出来る区から進めていく。
5月～2月	各種団体との調整	検討会に属さない地区内団体との意見交換など
1月～2月	地区座談会 成果報告会	新しい地域づくり体制やこれまでの取り組みの共有を図る
2月～3月	役員会 理事会	当年度事業実績・次年度事業計画案の協議、作成

議案第4号

令和8年度大野地区地域課題解決検討会収支予算(案)

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付記
負担金収入	10,000	10,000	0	大野地区各種団体連絡協議会 10,000
交付金	1,851,000	3,364,000	△1,513,000	大野地区各種団体連絡協議会 (結の故郷地域が輝く交付金) 1,851,000
雑収入	615	151	464	決算利息等 151
繰越金	11,385	7,849	3,536	前年度繰越金 11,385
計	1,873,000	3,382,000	△1,509,000	

(支出の部)

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付記
事務費	40,000	94,000	△54,000	振込手数料、事務用品等 20,000 郵送代 20,000
印刷費	275,000	605,000	△330,000	事業報告書詳細版印刷 165,000 実績報告書概要版 110,000
会議費	357,000	676,000	△319,000	会議資料・飲料等 59,000 会議等出席者実費弁償 298,000
事業費	629,000	1,483,000	△854,000	地域で連携して出来ることの 取り組み 360,000 課題解決、意識啓発等活動 235,000 行政区再編モデル事業 34,000
委託料	550,000	506,000	44,000	業務委託 行政区再編、資料作成支援 550,000
予備費	22,000	18,000	4,000	予備費 22,000
計	1,873,000	3,382,000	△1,509,000	

令和8年度大野地区地域課題解決検討会役員

役職名	選出団体・役職名	氏名
会長	大野地区各種団体連絡協議会長 (大野地区区長会長・大野第2地区区長会長)	徳山 孝晴
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第5地区区長会長)	萩原 勢子
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第4地区区長会長・大野地区スポーツ協会会長)	松原 直樹
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第3地区区長会長・大野地区まちづくり推進協議会長)	山田 文雄
常任理事	大野第1地区区長会長	宮下 保男
常任理事	大野第6地区区長会長	大久保雅章
常任理事	大野長生会長・大野地区社会福祉協議会長	清水 武正
常任理事	大野地区子ども会育成会連絡協議会長	松本 育倫
幹事	大野地区区長会担当理事(庶務)	眞柄 知幸
幹事	大野地区区長会担当理事(会計)	尾崎 正孝
監事	大野地区区長会監事	山村 英幸
監事	大野地区区長会監事	古瀬 徳和

大野地区地域課題解決検討会会則

(名称等)

第1条 本会は、大野地区地域課題解決検討会といい、事務所を大野公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、大野地区における地域課題を把握し、その解決に向けた検討及び取り組みを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域課題解決に向けた取組の調査、研究、計画、実践に関すること。
- (2) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、大野地区内の行政区の長及び大野地区各種団体連絡協議会に加盟する団体の役員で構成する。

(役員)

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 常任理事 若干人
- (4) 幹事 2人
- (5) 監事 2人

2 会長は、大野地区各種団体連絡協議会長をもって充てる。

3 副会長は、大野地区区長会副会長をもって充てる。

4 常任理事は、理事の互選によるものとし、大野地区内の地区区長会の会長及び各種団体連絡協議会に加盟する団体の会長をもって充てる。

5 幹事は、理事の互選によるものとし、各種団体連絡協議会に加盟する団体の庶務、会計の中から会長が委嘱する。

6 監事は、大野地区区長会監事をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職を代行する。

3 常任理事は、予算の編成及び事業の計画並びに所属団体との連絡調整に当たる。

4 幹事は、事務局を担当し、会長の指示に従い、本会の庶務、会計をつかさどる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の出選及び任期)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 役員の仕事は、2年又はそれぞれ所属する団体による任期とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第8条 本会に理事を置き、事業の企画運営及び所属団体における本会事業の周知啓発に当たる。

2 理事は、大野地区内の地区区長会の会長及び副会長並びに大野地区各種団体連絡協議会に加盟する団体の会長及び副会長をもって充てる。

3 理事の任期は、それぞれ所属する団体による任期に準ずる。

4 欠員によって就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高決議機関とし、年1回以上、開催する。

2 総会に次の事項を付議する。

(1) 事業実績及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 役員を選出

(4) 会則の改廃

(5) その他重要事項

(役員会及び理事会)

第11条 役員会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開くことができる。

2 役員会に次の事項を付議する。

(1) 事業及び収支に関する事項

(2) 総会に提案する事項及び総会から委任された事項

(3) その他事業の運営に関する事項

3 理事会は、理事をもって構成し、総会において決定された事項及び事業の推進に必要な事項を審議する。

4 役員会及び理事会の議長は、会長が務める。

(助言)

第12条 会長は、事業達成のために関係する市職員等の助言を求め、会議に出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第13条 会長は、事業達成のためにプロジェクトチームを構築することができる。

2 プロジェクトチームについては、これを別に定める。

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって、これに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、令和3年12月23日から施行する。

大野地区地域課題解決検討会プロジェクトチーム規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野地区地域課題解決検討会会則第13条第2項の規定に基づき、プロジェクトチームの組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(プロジェクトチームの種類等)

第2条 プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）の種類並びに付託事項及び委任事項は、役員会で協議し、会長が定めるとおりとする。

(役員)

第3条 チームに、それぞれ次の役員を置く。

(1) チームリーダー 1人

(2) チームサブリーダー 若干人

(3) 事務局長 1人

2 チームリーダー（以下「リーダー」という。）及びチームサブリーダー（以下「サブリーダー」という。）は、大野地区地域課題解決検討会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 リーダーは、チームを代表し、会務を総理する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーの指名したサブリーダーがその職務を代理する。

5 事務局長は、チームの事務局を代表し、事務局を統括する。

(会議)

第4条 チームの会議（以下「チーム会議」という。）は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。

2 チーム会議の議事は、出席したメンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 チーム会議は、必要に応じてメンバー以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 チームは、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、当該リーダーが定める。

(事務局)

第6条 チームに事務局を置き、事務所を大野公民館に置く。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局員は、事務局長の指示に従い、チームの庶務、会計をつかさどる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、チームの運営について必要な事項は、当該チームのリーダーが会長の承認を得て別に定める。

- 附 則 この規程は、令和4年4月28日から施行する。
- 附 則 令和7年4月9日一部改正する。
- 附 則 令和8年4月8日一部改正する。

プロジェクトチームの種類並びに付託事項及び委任事項（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
なし	1 本会の運営に関する事 2 本会の会議及び催事の実施に関する事 3 市の「市民協働によるこれからの住民自治の方針」を踏まえた新体制に関する事 4 地域課題解決に関する事	1 市の「市民協働によるこれからの住民自治の方針」を踏まえた新体制の検討に関する事 2 地域コミュニティの向上、地域づくりへの住民意識醸成に関する事業など地域課題解決に関する事業の実施に関する事 3 その他、地域課題解決にかかる事業の実施に関する事

令和8年4月8日決定